

平成23年（2011年）第2回紀北町臨時会会議録

第 1 号

平成23年9月28日（水曜日）

招集年月日 平成23年9月28日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年9月28日（水）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

10番	東 篤布	16番	平野倭規
-----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	農林水産課長	脇 博彦
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳		

職務の為出席者

事 務 局 長	羽根川政昭	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|--------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | | 行政報告 |
| 第5 | 議案第37号 | 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
| 第6 | 議案第38号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約
の締結について |

会議録署名議員

11番 東 清剛

12番 松永征也

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東 篤布君から体調不良のため、また、16番 平野倭規君から検査入院のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまから、平成23年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

羽根川議会事務局長。

羽根川政昭議会事務局長

平成23年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年9月28日水曜日 9時30分開議

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第37号 | 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
| 第6 議案第38号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |

以上でございます。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 東 清剛君

12番 松永征也君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

川端龍雄議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

昨日、9月27日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告をいたします。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議事件された事件は一般会計補正予算と委託事業契約の締結議案の計2件であります。

続いて、本会議における執行機関の説明員の範囲についての協議がなされ、臨時会における説明員の出席要求対象者は、関係する担当課長のみとすることに決定しました。

本日は、議会の審議に必要な関係課長の出席を要求しております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提案案件等の説明のため、出席を求めましたところ、尾上町長はじめ担当課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

なお、紀伊長島総合支所長の席については、今回移動させていただいておりますこともご報告申し上げます。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。

10月3日、月曜日、午後1時30分から紀北消防組合議会が開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、台風12号に係る被災町へのお見舞いについてであります。

9月16日付けで、三重県町村議会議長会から通知があり、今回の台風12号の災害により、災害救助法が適用されました御浜町及び紀宝町を飯田会長が9月14日に訪問し、古川御浜町長、宇戸平御浜町議会議長並びに西田紀宝町長、矢熊紀宝町議会議長に直接お会いし、災害のお見舞いを申し上げるとともに、三重県町村議会議長会から20万円を、また、全国町村議会議長会から3万円ずつ、それぞれお見舞金としてお送りしたとのことですので、ご報告いたします。

なお、紀北町議会からのお見舞金については、先般の議員懇談会で決定いただきましたとおり、紀宝町に5万円、御浜町及び熊野市にそれぞれ3万円を、私と副議長、議会事務局職員が9月22日に届けてまいりましたので、あわせてご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、台風12号及び台風15号、9月25日の大雨による被害状況等についてのご報告をいたします。

9月議会定例会の行政報告におきまして、台風12号の被害状況等をご報告させていただきましたが、調査中であるため未報告となっておりました被害状況等について、その後の調査結果をもとにご報告いたします。

はじめに、町管理の道路・河川等の主な被害につきましては、紀伊長島区で、町道大原池尻

線の路肩崩壊、町道下河内大野内線路肩盛土崩壊と路肩ブロック積の崩壊、町道田山線の路肩石積崩壊等がありました。また、普通河川有久寺川の護岸ブロックと石積の崩壊、準用河川スルジ川護岸石積の崩壊等がありました。

次に、県管理の河川につきましては、紀伊長島区では赤羽川の出垣内地区の護岸崩壊ほか7箇所、海山区では船津川において、上里地区の護岸崩壊ほか2箇所、銚子川においては、相賀地区の護岸崩壊ほか4箇所などで被害がありました。

また、砂防施設では、紀伊長島区で、南又谷川の流路工崩壊ほか2箇所、道路関係では、紀伊長島区で国道422号の路肩崩壊等ほか3個所で被害がありました。

続きまして、農林水産関係における主な被害状況についてご説明いたします。

農業関係につきましては、紀伊長島区では、三ツ谷用水路の護岸崩壊・二又木用水路の土砂堆積と用水ゲート破損など、海山区では、便ノ山頭首工用排水ゲートの破損、農地海岸である和具の浜で浸食等が発生いたしました。

林業関係につきましては、紀伊長島区では、林道鍛冶屋又南線と林道三ツ谷線の法面崩落と路肩決壊等、海山区では、林道大郷線の路面損傷など、多数の林道において被害がありました。

その他、鍛冶屋又官行造林におきまして約9haの山腹崩壊等の被害がありました。

水産関係につきましては、紀伊長島区では、海野漁港排水路の土砂堆積及び漁港へのゴミ漂着、三浦の定置網一部損壊等、海山区では、引本浦・白浦の定置網一部損壊、引本湾の養殖魚類で大量のへい死が発生しました。

次に、台風15号に関するご報告をいたします。

台風15号の影響によりまして、今日21日、午前2時46分に大雨暴風警報が発表され、直ちに本庁に紀北町災害対策本部を、紀伊長島総合支所に紀北町災害対策支部を設置いたしました。

台風接近に伴い、午前9時頃に海山区便ノ山水位観測所において、水位の上昇が確認されたため、午前9時30分に便ノ山、宇山、鷲下地区に避難準備情報を発令し、警戒にあたりました。

次に、避難者の状況でございますが、海山区4箇所、紀伊長島区3個所の計7箇所の避難所に最大で34の方が避難されました。

続きまして、被害状況でございますが、紀伊長島区では、久野の住宅におきまして、基礎部分の法面崩落及び新町地区の住宅兼店舗入口のシャッターの破損、海山区では、小山浦の農地が冠水し、八ツ頭等に被害が出ております。

最後になりますが、25日の大雨ですが、午前8時34分に大雨洪水警報が発表され、直ちに本庁

に紀北町災害対策本部を、紀伊長島総合支所に紀北町災害対策支部を設置し警戒に当たりました。

被害状況につきましては、現時点における報告はございません。

次に、台風12号で被災された紀宝町、御浜町、熊野市への支援状況についてであります。紀宝町へは、9月5日から昨日まで、給水作業、消毒作業、災害廃棄物収集作業、災害廃棄物分別作業、健康相談で述べ129名、御浜町へは、9月7日から9日まで、災害廃棄物分別作業で述べ6名の職員を派遣いたしております。

また、紀宝町へは水2リットル入りペットボトル600本を提供、熊野市へは消毒用機材の貸与を行っております。

なお、紀宝町への支援につきましては、現在のところ、10月10日まで職員を派遣することといたしております。

また、昨日、御浜町から災害ゴミの量約500枚の処理依頼がありましたので、引き受けることとし、準備を進めているところでございます。

今後でもできるだけの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、ご報告をいたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第5～日程第6

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第5 議案第37号と、日程第6 議案第38号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第37号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第4号)ではありますが、歳入歳出予算の総額98億613万9,000円に変更はなく、歳出予算について、総務費及び消防費の予算額に増減があり、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算といたしましては、増減はございません。

一方、歳出予算といたしましては、総務費では、一般管理費の台風12号災害復興支援事業で42万円の増とし、財産管理費の基金管理事業で59万7,000円の減、消防費では災害対策費の災害対策事業で17万7,000円の増となっております。

議案第38号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験をもった三重県に工事を委託すべく、三重県と委託契約を締結するにあたり「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、

それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえご可決賜りますようよろしくお
願いを申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、各議案についての内容説明を求めます。

まず、議案第37号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

議案第37号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明をさせ
ていただきます。それでは、予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月28日 提出

紀北町長 尾上壽一

本補正予算につきましては、歳入の補正はなく、歳出の増額をまかなうため、基金への積立
金を減額し、歳出予算のみを増減するものであり、補正後の歳入歳出予算総額には変更がない
ものとなっております。

それでは、詳細につきまして、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。予算
書の4ページをご覧ください。歳出であります。第2款 総務費、第1款 総務管理費、第1目
一般管理費は42万円を増額し、6億7,329万9,000円とするものであります。台風12号により被災
した県内地域のうち特に被害の大きかった紀南地域、熊野市、御浜町、紀宝町に対する見舞金
30万円と、人的復興支援に際し要した車両燃料費12万円を計上するものであります。第5目 財
産管理費は、59万7,000円を減額して、5億5,838万7,000円とするものであります。基金管理事
業で財政調整基金への積立額を減額し、今回の補正主要額の財源とするものであります。

続いて、5ページをご覧ください。第8款 消防費、第1項 消防費、第5目 災害対策費は、
17万7,000円を増額し、1億2,472万7,000円とするものであります。台風12号による被災地、紀
宝町へ、非常用備品から2リットル入り保存水600本の物資支援を行ったことから、その補充に

要する経費を計上するものであります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

続きまして、議案第38号についての内容説明を求めます。

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約の目的 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成23年度分） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 1億6,632万円 |
| | うち三浦漁港海岸分 1億4,700万円 |
| | うち矢口漁港海岸分 1,932万円 |
| 4 契約の相手方 | 津市広明町13番地 |
| | 三重県 |
| | 三重県知事 鈴木英敬 |

平成23年9月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託する事から、三重県と三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

続きまして、2ページをお願いいたします。これは資料なんですけれども、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成23年度分）の内容でございます。契約額としまして、三浦漁港海岸事業費1億4,000万円、それに対する事務費といたしまして700万円、矢口漁港海岸事業費とし

まして1,840万円、それに対する事務費92万円、合計1億6,632万円でございます。

事業概要といたしましては、三浦漁港海岸、堤防工、L=90m、1億281万9,000円、測量業務1式182万7,500円、地質調査業務1式782万2,500円、設計業務1式2,753万1,000円、計1億4,000万円でございます。

次、矢口漁港海岸につきましての工事内容といたしまして、測量業務1式486万2,550円、地質調査業務1式1,353万7,450円、計1,840万円でございます。

施工期間といたしましては、議会議決の日から平成24年3月31日までとさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これから各議案に対する審議を行います。

日程第5

川端龍雄議長

日程第5 議案第37号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。ただいまから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

歳出の説明が財政課長からあったわけですがけれども、台風12号による42万円ですね。見舞金30万円ということで、くくっておっしゃられたんですけど、おそらく罹災された市、町はですね、あるわけですが、それを結局分けて払ったわけで、その明細がわかりますか。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

お答えいたします。1市2町ということで、10万円ずつ、10万、10万、10万で支払う予定でございます。

川端龍雄議長

よろしいですか。ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

これで討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第38号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

ただいまから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

8番 玉津 充君。

8番 玉津 充議員

三浦漁港海岸の堤防で1つだけお伺いします。資料のですね、この金額の表があります。これの三浦海岸を見てもみますと、堤防の部分ですね。最初の全体計画は370mで事業費が3億7,100万円ということで、これをですね、平米単価になおしますと、約103万円です。その右の23年度の

部分ですね。これが90mで9,000万円、平米単価が100万円ですね。その24年度を見ますと、同じくその計算でしていきますと、128万4,000円、そして、25年度は82万5,000円となっております。したがって、23年、24年、25年、この3年間に渡って、それぞれ堤防の平米単価が変わっておるわけです。安いほうで82万5,000円、高いところで128万4,000円になります。ただ、いただいている資料でですね、図面の断面を見てもみますと、2断面いただいております。ただ、この単価から見ると、3断面あるんじゃないかというふうに想像されるわけですが、その辺のことについてお伺いします。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

申し訳ありません。この平米単価については、標準断面的には2断面のみでございます。この平米単価、今、玉津議員が、ごめんなさい、メーター単価に訂正します。メーター単価の標準単価は2断面でございます。今、おっしゃられた全体23、24、25の平米単価についての違いにつきましては、ちょっと現時点で認識しておりません。申し訳ございません。これから詳しい調査設計に入って行く中で、こういったところも統一性が取れていくのではないかと考えております。

川端龍雄議長

玉津議員。

8番 玉津 充議員

何か、これがわからんということになると、この数字がですね、理解できないんですけど。お答えください。

川端龍雄議長

補足する方はおりませんか。

尾上町長。

尾上壽一町長

玉津議員、申し訳ないです。単純にメーターで割ってそういう判断をされて、いろんな、このこういう計画をいただいたときに、いろんな形状とか、そういうものを計算されて約ということでしたんではないかと、私の推測でございます。確定したのはございませんが。この事業費自体が、堤防の、誠に申し訳ありませんが、今後、基礎とか、そういった調査をした都

合によりましてですね、大きく変化してくることも考えられますので、その辺については、ちょっとご容赦願いたいと思います。

矢口のときにも全協で説明させていただいたんですが、ボーリング等をした都合で、この工事費自体も動いてまいりますので、一応、この5年間をこういう区分で分けさせていただいたということでご了承いただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江議員、整理権で。今、質問していることがありますので。質問者のほうにありますので。玉津議員。

8番 玉津 充議員

どうも納得いかないです。議長、3回ですか。質疑は。

川端龍雄議長

いや、納得いかない場合、議長の整理権でこれは。はい。

8番 玉津 充議員

これはですね。数字を見れば、この数字がなぜだということを見ればですね、すぐにわかることだと思うんですよ。だったら、この金額の事業費の根拠というのが、全くわからないです。5年先までの、5年計画なんで、先のことだと言われてもですね、何らかの根拠があって、こういう資料を示されていると思うんですね。その根拠が誰もわからないということではですね、これは我々に資料を提出していただくですね、その資料の信憑性というか、信用性がなくなりますんで、そのへんしっかりご答弁お願いしたいと思うのですが。

川端龍雄議長

この場で少し、暫時休憩いたします。

(午前 10時 00分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午前 10時 08分)

川端龍雄議長

答弁を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

休憩をとっていただきまして、申し訳ございませんでした。今、この概算をしていただきました県の技術センターにも問い合わせをさせていただきましたところ、やはり、いろいろな諸事情がございましてですね、やはり、既設のものを取るという事業もございまして、それは天端の高いのも低いのも、昨日、説明させていただいた、石垣で積んである上へ乗せてあるのもいろいろありまして、概算的にこういうことであると。そして、23年度にこの詳細設計をしていく中でですね、事業の確定がしていくものでございまして、こういうことで、考えの中で予算を振り分けさせていただいた。ですから、23年度から詳細設計をしていけばですね、これを崩す分とか、そういうのも出てきますんで、そこらへんはきちっとした数字もある程度出てくると思うんですが、海岸保全事業については、5年間を国のほうに申請するというところで、こういう区分をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

内容はそういうことで承りました。ただね、町長、やっぱりこれはですね、原価意識というか、コスト意識というような面でね、常にそういう行動をしていないと、そういう回答が、疑問が出てこないと思うんですよ。この疑問を、まず執行部の皆さんがこの疑問を追及しなかったところをですね、特に私は指摘をして、今後ですね、業務に励んでいただきたいというふうに思います。

それから、議長、1つ訂正をお願いします。私、質疑の時に、平米あたりの単価ということで申し上げたそうで、メーターあたりの単価に訂正をお願いします。

川端龍雄議長

わかりました。そのように訂正いたします。

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

矢口漁港について質問したいと思います。既存の堤防についてはですね、昭和37年から39年ということで、すでに50年近くが経っていて、かなり老朽化しておるということで、早急な整

備が必要であるわけです。それには、異存はないんですが、昨日の全協で知ったんですけども、既存の堤防はですね、当時、県が完成させて、その後、町に移管されたものと伺いました。今回はですね、町が事業主体になって、そして、町が15%の負担がかかるということなんですけども、前回と違う理由はどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それとですね、この事業ですね、海岸保全整備事業ですわね。海岸管理者は県ではないのかと私は認識するんですが、このことについてもですね、あわせて説明をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その当時がですね、そういう県ということでした、町に受けたということで、今、現時点では、漁港は町管理ということになっております。そういった部分でですね、道路についてもですね、最初、県でつくって、県道が町道に払い下げられたのち、町道として管理しなければいけないとなっておりますので、町道の管理、漁港の管理は町で行うということになっておるということでございます。

そういうことで、こういう国庫補助制度も町が整備するというので、国が50、県が35、町が15ということで、そういう制度になっておるようなところでございます。

もう1点、漁港海岸はここに図で示してあるように、ここは漁港の資料8ですか、矢口の場合、区間が海岸保全区域ということで、漁港の保全の中で事業を行っていかねばいけない区域だということになっております。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

当初のときは、海岸管理者は県ではなかったんでしょうか。県で事業が整備されたんですね。今回は町が事業主体で、町が管理者なんですか。そのへんをお聞きしたいし、そのへんはいかがですか。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

当時、矢口漁港の堤防をしたとき、県が実施したということで、県が管理者になっていたと

思います。今回、漁港については、町の管理ということで、管理者は町というふうに認識しております。

川端龍雄議長

最後までご答弁を。認識していると、はっきりご答弁を。

脇 博彦農林水産課長

町が管理者ということです。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

やっぱり少しでもですね、町の負担がね、軽くなるような勘弁をですね、本当に真剣に取り組まんと、町長は経営感覚を持って事務事業にあたると言われておるわけやけども、やっぱり、職員も一丸となってね、そういう気持ちでね、取り組んでいただかんと、効果が上がらないと思うのですけどね。3回目ですので、ちょっと申し上げますけれども、財政が逼迫しておってですね、やらなければならない事業が本当に無数にあるわけですわね。したがって、少しでも安上がりなあれが取れないのかね。結局は前と今度は違うわけやで、何で違ったんやろかということ深く、やっぱり掘り下げて調査もすべきだろうと思うのです。それと、私は個人的に思うことは、当時は、今もそうですけど、背後には県道が走っていますわね。そういうこともあるし、それから、矢口湾は避難港でもあるわけですわね。そのようなところが関係したんじゃないかなと思うのですけどね、どんなふうなお考えかお聞きしたいと思います。

それから、事務費5%ですわね。これはすべて県に行くわけなんでしょうか。町もやる事務があるんじゃないかと思うのですがね、そのへんの負担はどうなるのかね、あわせてお聞きをいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海岸保全施設整備事業ということでですね、これはもう漁港海岸については、町が整備するということで、国の補助制度があるということですね、これはそういうシステムだということで、当初はですね、40年、50年前の話ですので、どういう形であったにしろ、現在の時点では、50%、35%、15%ということでですね、我々としてはいくつもある仕事の中で、この2つの

事業をですね、同時に進めさせていただきたいということで、県のほうにも申し入れてまいりました。それが採用されて、15%のお金でですね、この2つの漁港の堤防が、護岸ができるということはですね、まあいえば、十分配慮させていただいて、事業採択に向かってもですね、いろいろな努力をさせていただいた結果だと思っておりますので、それとシステム上では、こう現時点ではなっているということでご理解いただきたいと思います。

農林課長のほうから事務費については答弁いたさせます。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

事務費の5%におきましては、三重県のほうに事業委託ということで、事務費として支出いたしました。町の分の事務費はとってはおりません。ここに計上させていただいている事務費につきましては、県へ委託する事務費として計上させてもらっております。

川端龍雄議長

町長、先ほど、松永議員の、どうして県から町へ管理せんなんよなというような、理由をはっきり。

はい、山岡副町長。

山岡哲也副町長

正式な年数はわからないんですけども、ご存知のように、最近、地方分権改革というのが進んでおましてね、県道から町道への動きというのが実は国のほうで動きがあるんですが、それはあまり進んでいないんですが、確か、漁港については、おそらく10年か、15年も経っていないと思うのですけれども、その段階で国の制度として、漁港については、市町村の管理というのが一定の10年以内前だったと思うんですが、確か変更があったと思います。だから、それ以前は、県の管理であったわけですけども、県の事業であった場合、おそらく市町村の負担というのが今度ありますね。県道のいわゆる修繕をするとかでも、同じように、おそらく漁港についても、一定の県事業、国の補助がある一方で、町の負担というものもあったと思います。今回は管理主体が町になって、町になったんだけど、先ほど、町長が言いましたように、国が2分の1で50%、県が35%で、町が15%ということで、町が漁港の管理主体になったものですね、費用負担については、国とか県とかが多い割合であるのは、おそらくそういった経緯もあるのではないのかなと思うところです。

それと、議員言われるように、できる限り町の負担を減らしていくというのはごもっともでございますので、この町負担については、合併特例債を活用していこうとしているわけですが、今後もですね、一層、町の単独費用をできる限り使わずに有効に県や国の財源も活用して事業を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに。18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

だんだんよくわからなくなってきたんですがね、説明を聞いたんびに。これ、要するにこういう予算が計上されるということは概略設計が終わっているんでしょうけれども、この概略設計はどこでやったんですか。県本体ですか。外郭団体ですか。先ほどのお答えを聞いていると、町は全くタッチしていないみたいで、まるっきりキャッチボール、元々県のほうから投げて、町のほうで予算編成して、またそれを投げ返してという感じしか受け取れんようになってきたんですが、概略設計はどこでおやりになりましたか。設計図書とか、数量調書はもちろん町のほうに来ておるんでしょう。ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

この概略設計におかれましては、三重県の技術センターでお願いしております。設計図書とかも、矢口、三浦に分けて、図書というか、こういう冊子できております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

技術センターというのは、県の外郭団体ですね。あれは法人化されておるのかな。タダでするわけないわね。タダでするわけないやろ、概略設計を。ということは。この委託事業契約の中の設計業務1式2,700万、三浦でね、それから矢口の分を含めて約3,200万、この中に概略設計費用が入っているんでしょうか。その3,200万は、概略設計費用というのはどこが支出しているんですか。県ですか。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

概略設計、三重県技術センターに調査していただいた件については、町のほうで調査費という格好で支出しています。

18番 北村博司議員

既決予算にあったの。

脇 博彦農林水産課長

調査が平成20年前後であったというふうに聞いております。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

ということは、執行が繰り越されておるといことですか。繰越明許か何かされたんかな。私、記憶にないけども、そして、これ最近できたんでしょう。概略設計、設計図書は。まさかこれから委託する契約の中に入っていないでしょうね。これ、もし万が一、概略設計分が入っているんだったら、尾鷲市の尾鷲小学校の問題と同じことになってくるわけですよ。町長、私の言う意味わかりますか。契約が議決される前にその一部を充当しておるんだったら、これはいわゆる地方自治法違反になってくるんですよ。そこをまさか議会は、地方自治法違反を認めるということはできませんので、明確にそこをきっぱりとお答え願います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは入っておりません。すみません、答弁不足です。概略設計はできておまして、それに基づいて国へ申請させていただくということですので、その申請をしていただいて、今、やっとうやっとう交付決定いただいたんでということなんです。はい。

川端龍雄議長

よろしいですか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

3点ほど質問させていただきます。玉津議員がされたんで、そのへんはよくわかりました。

1点目はですね、合併特例債を使うということで、三浦と矢口で15億5,715万円の予算で、そ

のうちの15%を町がもって、その15%を合併特例債を使って、町の実際の持ち出しは5%でいいかどうかという1つの確認ですね。

もう1つはですね、随意契約についてですね。これはずっと随意契約でやっていくわけですが、最終的にですね、プラスマイナス出てくると思うのですね。随意契約というのは、いうたら、町が三重県にですね、外注を出すわけですから、その差益が生じるのかどうかということが1点。

もう1点はですね、これ伊勢湾台風以降ですね、海岸縁には堤防ができました。環境の問題ですね。工事にあたっての。特に三浦もそうですけど、矢口なんか海苔の養殖をしていますし、環境の問題についてですね、県と協議されているかどうかと。というのはですね、私事で申し訳ないのですが、15年くらいまでに日本の方で、イタリアに住んでいる方が、この海山町の全域をですね、ヘリコプターで飛んでいたわけですね。そうすると、ほとんど安全、安心のために、いわゆる海岸縁を全部コンクリートで遮蔽しておるわけですね。そうすると、よくいう、山は海の恋人だとかいいますね。俗にいう、僕も専門家じゃないので申し訳ないのですが、山のいわゆるフルボ酸鉄ですか、そういう山の養土分がですね、これをするによって、海に流れてこないんですね。実際、引本港、矢口港、尾鷲湾、含めてですね、NHKのエンタープライズが調査しました。担当者と話したときに、これも10年ほど前です。ほとんど沸き水が出てきておりません。だから、そういうこともやっぱり考慮せんと、特に矢口にいたっては海苔養殖をやっておるわけですから、工事中にそういう問題が生じる、そういうところも県のほうは考えてですね、設計されるのかどうかと。やっぱり我々はですね、自分の安心のために自然をですね、壊しながら自分の安全を培ってきたわけですね。これからのこういう行政はですね、例えお金がかかってもですね、いわゆる自然と調和するというんですか、そういう開発でなければならないと思うんです。そのへんのことを、この3点ですね。一番最後の点は非常に難しいと思うんですけどもよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

それではですね、1点目の町の負担、特例債に絡んだ負担のことについてお答えさせていただきます。この事業につきましては、工事等につきましては15%がまず町の負担になると。それから事務費につきましては、すべて町の負担と。それをあわせましてですね、それに特例債95%

の充当をされまして、そのところで、5%分については、町の持ち出しと。残り95%を掛けた中の、いつも言われますように、70%が交付税算入されるということで、3割分が実際の負担ということをお寄せまして割り返しますと、6.4%くらいが実質の町の負担になるということになります。以上であります。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

まず、2点目の県との予算の差が出るかということだと思んですけども、これはうち、紀北町から三重県に事業委託した金額におきましては、もう事業費に差が出た場合は、その金額で事務費を支払いするという、事業費に対しての5%ですので、事務費はもう事業費の5%でも変わりはないと。下がったら下がり、上がったらず務費も上がってくるということに形になってきております。また、県が発注する事業に対しても、予算内で23年度、業者に発注して、入札差金等が出た場合ですと、また追加工事というか、設計変更なんかをして実施していくと考えております。だから、差とかそういうのは出ないと認識しております。

また、3点目につきましては、確かに海苔養殖等の養殖業者さんにいわすと、やはり、コンクリートのこの何というのですか泡というんですか、液っていうんでしょうかね、一番悪いというふうに聞いておりますので、三重県もそこらへんは十分認識しております。また、入札し、工事、何かあったときですね、ボーリング、設計して工事にかかる前などは、こういう工法でやりたいですよとか、また随時、養殖業者さんなり、地区の方と説明にまいりまして、納得のいくやり方で、事業を進めていきたいというふうに紀北町と同じように、三重県も考えておられますので、環境問題についても加味しながら実施していきたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長が変更ありませんと言いましたけれども、今、先ほど、申しあげましたように、今回、詳細設計等も、設計も入っておりますので、それをした都合によりましてですね、事業のいろんな変更もあろうかと思っておりますので、そういった面では、委託の金額につきましても、この後、そういった委託契約の変更というものもあろうかと思っております。そのへんを訂正させていただきます。また、環境の問題につきましましてはですね、これからも工事中もですね、県に丸投

げということではなしに、地元との話し合い等はあくまでも町を通して、いろいろ話をさせていただきますので、町が積極的に係って地元との協議、そういった工事の進め方は入っていきますので、そのへんでございます。

川端龍雄議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

財政課長は6.5%とおっしゃられたわけですけども、6.4、ごめんなさい。私ら産業建設で審査したときにはですね、5%で聞いたわけですよ。15の5でね。それは15%負担でしょう。町の持ち出しが。全体のことを、だから、ちょっと聞いてください。そのへんは管財と、当時の農林水産と予算の符合はしていなかった。初め私らが聞いたときには、2億2,000万円しか出てこなかった。この当初予算しかね、23年度の。そして、聞き詰めたら、全体予算が出てきたわけですよ。そして、現地も確認した。その点のところはやっぱり課とですね、お金出す、用意する側と執行する側の数字はできるだけ、きちんと一致したそのものを出してもらわんと、私らはチェックしにくいわけですね。町民に聞かれた場合にこうこうだということの説明ができない。

それと、町長のおっしゃられた環境の問題についてですね、やはり、地元の、いわゆる商売を営んでいる方等とですね、やっぱり協議を重ねていかんと、商売にですね、支障を来たすというんですか、売上に支障を来たすようなことがあった場合に大変なことになるんで、やはり、これからのですね、公共事業はですね、今までじゃなくて、環境と自然と、自然の声を聞きながら公共事業をするというのかな、自然の鼓動を聞きながらというのは、そこだと思う。だから、そういうね、いわゆる日本の場合は、全部コンクリートで固めたるんやで、海岸線をその、あくが出てですね、大変になって、先ほど、私が言ったように、湧き水が全然出ていないんだから、ね。そのへんのところを十二分に県にも要望をしてやってほしいと思うし、そこで商売をなさってみえる方にですね、きちんと説明してもらわんと、大変なことになると思うんで、そのへんをよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

他に質問される方ございませんか。

1番 奥村 仁君。

1番 奥村 仁議員

矢口浦海岸の工事について質問させていただきます。矢口浦、今回の工事予定部分に関してなんですけども、全区間の中で3分の2くらいは、堤防の外に私有地があると思うんです。この私有地に関してですね、今回の事業を県のほうに委託するというふうになった場合ですね、ボーリング調査から始まるということなんですけども、そういう中で並行して私有地を持たれている方、先ほども海苔業者の方の話もあつたんですけれども、海苔業者の方の荷揚場とか、作業場が堤防いっぱいには建設されている納屋、小屋等が作業場があると思うんですけれども、そういうことに関して、町が今までどおり交渉に応じていくのか、それともそういう部分に関しても県のほうが主になって交渉等に当たっていくのか、そういうことをお聞きしたいのと、そういう部分の、もし、買い上げとか出てくる分に関してですね、予算のほうに含まれておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

現在、矢口浦の堤防、防潮堤の改修におきましては、三重県に委託したら三重県が中心になっていくんですけれども、やっぱり地元との関係、調整なりは町も入って県と一緒にやっていく方向であります。また、概略の予算の中には、用地費は全然含まれておりません。以上です。

川端龍雄議長

奥村 仁君。

1番 奥村 仁議員

ありがとうございます。用地を含めてですね、堤防に関しても、現在、堤防の上を乗り越えて反対側、堤防の内側の作業場へ下りていく業者もおるんですけれども、そういう業者が開口部を増やしてほしいとかがあっていう話もある中で、今、現在、設計されておるのが、14箇所、今ある開口部のままだと思うんですけれども、そういうことに関しても、かなり今から漁業者の方からの意見というのはたくさん出てくると思うのです。そういうことに関して、県へ要望が行ったり、町へ要望が行ったりとあやふやになるということも出てくると思うんですけれども、なるべく集約してもらってですね、漁業者の要望等が事業に対して反対ということは、多分、今のところ声は出ていないんですけれども、そういう部分でうまく提案される内容が漁業者に受け入れていただけるような内容を設計に盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員ご心配のこともよくわかります。あくまでも紀北町の事業となっておりますので、紀北町が住民の皆様や海苔養殖業者の方々と十分話し合いをして、これまでもご存知のように何度か話し合いをさせていただいた中で、このやはり矢口漁港、三浦漁港につきましてはですね、必要性があるということで、地域の方も概略は認めていただいております。しかし、工事をやっていく中でですね、5年にわたり大きな金額ですので、いろいろと変更の部分も出てくると思います。協議の中でですね。そういう時には、また住民の皆さんと話したことをですね、反映しなければならなくなった場合、議会のご理解もいただきましてですね、住民の皆様のできる限りの声も入れていきたいと思いますが、まずは安全、安心の施策であるということもご認識いただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑ありませんか。

14番 中津畑 正量君。

14番 中津畑 正量議員

基本的なことを聞いておきます。私、一般質問でもちょっと申し上げましたが、これは県に対する、この契約は、丸投げという話もしました。ただ、悪い意味で言ったのではございませんで、ただ、この整備事業の事業概要なんかを見ますと、事務費なんかもすべて全部、県にお願いするということになっております。このことを私、今までのこういう契約を見たことがないんですが、過去にもこんな契約がありましたでしょうか。その点1つと。

もう1つは、地元の意見というものがどこまで反映されるんだろうか。すべて事務費も調査もすべて県に委ねるということになるかと思うのですが、そのことによってですね、工事を実施する前にはやっぱり業者の選定等もありますね。そこらへんは地元の業者も入れるような余地があるんだろうか。年度、年度で見ると、それくらいは十分消化できるような業者もおられますし、そこは県との話で、そういうこともできるんだろうと思うんですが、ましてや、一番大事なのは地元住民の人の安全を守るための整備事業ですから、これらの意見はやっぱり課長を疑うわけじゃないんですが、今までも年の頭でいろいろ協議をしていきますということでありました。そのことは間違いなく履行されるのかどうか。すべてをお任せしてしまうということになると、そんなところが通じにくくなってしまいうんではないかという懸念が今でも抜けま

せん。再度、明確な答弁をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員、奥村議員と同じような質問だと思いますが、あくまでもこの事業を進める過程に、紀北町が住民の皆さんと話をしてまいりました。紀北町の事業です。紀北町の住民の安全、安心ということですので、今後も事業が始まっても、その形態は崩さずにですね、地元との話し合いの中は、もちろん地元は町のほうにご意見を言っただけであれば、それは設計変更等必要なものであればですね、議会にお認めいただきながら、そういう施策をやっていきますので、地元の声を聞きながら進めていきたいということでございます。大変、町といたしましてもですね、今までの道路とは違いますので、いろいろなどという問題も出てくるかは県と相談しながらですね、やっていきたいと思っておりますので、そのへんにつきましては、いろいろまた大きな変更が出てきた場合、議会にもお示しさせていただいて、ご理解をいただかなければならないと思いますが、こういった県の事務費等のことにつきましては、副町長のほうから答弁いたさせます。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

まず、県に市町村が工事等を委託するという事なんですが、これは一般的な制度として、もうかなり前からございました。今回の場合は、農林水産商工部、県のほうのですね、農林水産商工部に依頼するのですが、一般的に多いのは、おそらく県土整備部の堤防とか橋梁とかですね、やや市町村の今までの経験とかが少ない分野については、やはり、県に事業費を委託しまして、事務費を5%、これもいろいろ基準があるそうですが、5%ばかりではなくて、それよりも高いケースも確かあったかと思いますが、5%程度の事務費を払うというのが今までも行われておったと思います。ただ、旧海山とか、旧紀伊長島だったかはちょっと私も存じ上げませんので、その点については、ちょっとご了承願いたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑 正量君。

14番 中津畑 正量議員

年度当初、当初にやっぱり要点は要点で問題が出てきたときにはやっぱり話し合いをするというのはよくわかりました。ただ、1つ、工事に関しましてね、やっぱり県に全部をお願いするという事になれば、どういう選定の仕方もするのか、指名競争入札なのか、一般競争入札をするのか、Bランク、Aランクとか、いろいろありますけど、そこらへんのことも、事業主体としての町のね、話が通るのかどうか。そういう点を再度ご答弁願います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員のおっしゃることはですね、県のほうへも要請させていただいております。そういった意味では、県に委託ということで、県の基準、そういった堤防等のいろいろな県の制度がございますので、それとですね、いろいろと県と話し合いをしながらできる限り地元の業者等も使っていただきたいという話は現在やっております。ただ、県としてのシステムもございますので、そこをどう乗り越えていくかという問題もございます。

川端龍雄議長

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

6番 入江。ちょっと、町長と副町長にお尋ねいたします。この冊子ですね。資料の中で昨日、ちょっと全員協議会でも問題になったと思うんですけども、津波や台風のときの高潮に備えたためと、この中で津波を消したらいいじゃないかと、これは高潮対策事業でやるというような意見も出ておったんですけども、要は今回のですね、漁港の海岸保全施設整備事業とありますけど、今回、この予算としては一応、高潮対策事業ということで、大まかな中での説明もあつたんですけど、高潮対策事業というのはですね、高潮対策事業の中には、津波、台風、暴風雨と、いろいろ分けてあるんですか。そして、津波は別であるんだったら、高潮対策から別にあるということを明記されているんだったら、その資料を見せていただきたいと。また、説明していただきたいと思います。私は、津波も台風も皆高潮対策事業に入ると思うんですけどね、そのところを明確にちょっと答えていただきたい。

それと、防災に関する高さ等にもちょっと言ったんやけど、農林の中でですね、事業としてやるんじゃないくて、この防災、今回の東日本のいろいろなこともあってですね、防災に関することも多々あると思うんですね。この計画は20年に調査費が出てやっています。その後で3.11

が起こったわけですが、当然、これ町長も危機管理課との中で高さの調整を図って1m上げたということなんか、県との協議の中で上げたということをちょっと1点お聞きしたいと思います。

そして、マグニチュードどれくらいの大きさまで耐えられる防波堤なのか。そのところもちょっとお願いします。

そして、今回、県に事務的なものを皆委託するということなんですけど、工事も、地元のですね、建設課では、やはり、専門職もおって、十分に対応できるような構造であるし、また、事業主体を紀北町で持っても何ら問題ないかと思うんですけど、そのところをきちんと。

ということはね、なぜそういうことを言うかと言うと、あなたたちは別のところで、三重県の職員に対して、その審査能力も何にもないというようなことを主張しておる中でね、今回、この専門職がおる自分らの職員を能力がないというような否定的なようなね、答弁をしておるから、きちんと私は答弁していただきたいと思う。町長。そこですね。

それと、もう1点、先ほど、中津畑議員の言われた質問に重複しますが、地元業者の優先というところを、これはやっぱり事業主体が委託してもですね、事業主体が紀北町となった場合、やはり、紀北町の意見が、十分意見が反映されるようなことでなければならぬと思うんですね。その中で、やはり、この地元の土木も高速道路が終わったら、もう本当に低迷してしまうと、建設業、土木業が。その中のやはり、地元の業者の育成ということも考えてですね、やはり、これは地元業者の中でやらすべきだと思いますよ。技術的には皆持っていますから。そのところは、十分、県と町長はどのような話し合いの中でね、委託業務を任せるのか、そのところを詳しく答弁を願いたいと思います。

川端龍雄議長

答弁者は、どちらさんですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

津波台風の一番最初の質問につきまして、農林のほうから先に答弁いたさせます。

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

すみません。先ほど、その堤防の中には、津波高潮対策事業ではございますが、この海岸の補助金の交付申請の中にも津波高潮対策事業というようなことを含めて申請をいたしております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それから、高さの件につきましてはですね、やはり、今後の、今回のこともあります、そういう意味では、先ほどおっしゃったマグニチュード8.7ですね、それに対応できるのを基準に。それと高潮の、ここらの予想ですね、に対しての堤防高となっています。

それと、事業主体は紀北町ということで、もちろん紀北町のことですので、紀北町として、どうやっていくか、県と十分にですね、入っていきますし、議員の皆様にもこうやって県の事業に委託するにしても、議会の議決をいただくということで、こうやっていろいろなご意見をいただいておりますので、それらはいかしていきたいと思っております。

それと、先ほどの工事の件につきましては、今、県とも協議をしておりますが、そういう中で、県のいろいろなルールもあるとは思いますが、事業主体が紀北町ということで、是非とも、紀北町の業者をよろしくお願ひしますということでお願ひはしているところでございます。

町の職員もですね、先ほど、課長も申し上げましたが、副町長だったかな。よりこういった部分に卓越した県、そういった専門職がございまして。それとですね、今、紀北町もですね、大変事業量も多い中で今の職員でやっております。そういった部分で、この5年間、1年間で3億、今年度は矢口が少ないんですけど、来年度から3億、4億かかる仕事になりますので、大変、今の職員数では回していくというか、この事業をやっていくのは大変難しい問題もあると。5年間の長期であるということも、時には5年で終わらない部分も国や県の補助金が出ないと進めていけない部分もありますので、そういった部分で、より人的配置もできる県のほうにお願いするということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、津波高潮対策ということで申請はしているということで、高潮対策事業には津波も入っているということで理解していいんですね。それが1点。

それと、この37年から39年、矢口は。三浦は38年ですね。そのときに矢口のほうは県のほうが工事を主体でやって完成した後、町に、紀北町に移管したと。権利をね、それは先ほど、副町長が言われたように、国の法改正によって、分権のあれが出たときにやったという答えやっ

たんですけど、そういうことになればね、南島のあの奈屋浦の整備事業、漁港のね、あれは何百億の単位だと思うんですけど、あれはそれじゃあ、奈屋浦の、あのときは南島町でした。南島町の財政では、なかなか僕はいけなかったと思うのです。あれも漁港であって、南島町が主体であったかと、それを1点お聞きしておきます。

それと、もう1点は、先ほど、町長が言われたように、県に事業の委託する。遠慮することはないと思うんさな。事業主はあなたなんです。いくら金は国からもらっても、県からもらっても制度に則って出したるわけでしょう、認められて。それだったら、15%のあれでも、事業主が町長やったら、町長が主体になって、こうしてくれと。その工事とか、いろんなものに関しては、県にそれはある程度、そんなら職員のあれもあるという。しかし、町長、事務費の総額3,500万円はね、これは皆事務費ということは、紀北町でもこれに係ったら、事務費は事業費から出すんですよ。そうでしょう。そういう仕組みでしょう。ここに担当するものは、紀北町の一般財源、あれから出しませんよ。事業費が起こるから、職員をそこで3人張り付けたら、3人がこの事業費から出すんですよ。それ知っています。仕組みは。一般財源と違うよ、それは。そのための事業費でしょう。そのところ1点、教えてください。ということは、事業をするために事務費、そやで、事業費の中から、事務費の中でそのあれを職員を食わすためにする意味じゃないですか。僕はそういうふうに理解していますけれども。そやなけりゃ、この事務費というのは、こないも要るはずがないでしょう。人件費が入っているんでしょう。そなんやったら、この職員は県から事務費に入る担当職員は、県からじゃなくて、ここからもらうんですよ。事業費は。そういうことになると思うけど、そこをちょっとあれしてください。

町長、南島のあれと、それになぜ、県がつくったものは管理したかということわかるんですけど、そのところちょっとお願いします。

川端龍雄議長

町長。

尾上壽一町長

津波ということは、この前のチリ津波もですね、あの堤防があったから、道路にのらなかつたということもありますので、それは津波の程度もございますけど、東日本大震災では、確かにその津波をある程度抑えるくらいかもわかりませんが、そんな大っきなのばかりじゃないもんですから、100年の確立で起きるような津波においては。

6番 入江康仁議員

いや、そうは言っていない。高潮対策の中には津波も入るんでしょということですよ。

尾上壽一町長

津波も、だから高潮ですることは津波にも対応できるという。

6番 入江康仁議員

高潮対策ということは、それで理解したらいいわけですか。

尾上壽一町長

はい。

それから、奈屋浦のことはですね、私、存じておりませんが、おそらく議員おっしゃるように、釜石のスーパー堤防もですね、2,200億かかりました。おそらく、あれは国とかの持ち出しも多いんで、おそらくこういう漁港の整備事業ではないと思います。おそらく、何かの観点から。奈屋浦はまるっきり私、存じておりません。他町のことでございますし、過去のことでございますので。そういった部分でですね、うちの場合は漁港の護岸の整備ということでございます。

それと、県のほうに遠慮はしなくても、私もそういうことで、県のほうへは、うちが事業主体なんだからよろしく願いますということで、申し入れはどんどん行っている状態でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっと不十分。それでやっぱり地元業者優先ということは、町長、大体こう、できそうになりますか。そのところはちょっとお聞きしたいんです。はっきりね。

そして、専門職については、答弁いただいた。県に対しては否定しているけれど。

それと、これは答弁不足になるけども、今の職員に対する事務費に関する答弁は聞いていないけども。いいですか。答弁不足で。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事務費については、課長のほうから答弁いたさせます。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

入江議員さんがおっしゃった事務費につきましてなんですけども、昔、国庫補助の中にですね、事業費に対して、事務費に対しては、事務費は補助金の中に何%というのはあったんですけども、今、事務費というのは、この事業については付いておりません。これは事務費に計上させてもらっておりますのは、町の単独事業ということで計上させてもらっております。それで、それを県に委託するので、委託の事務費という格好になります。それを町でやった場合は、町のもちろん技術屋さんの人件費というのは予算で通常みているようなことなんですけども。

6番 入江康仁議員

そうすると、3,500万円は町単独で出しておるとのこと。

脇 博彦農林水産課長

そうです。補助事業の対象外なんです。事務費につきましては。

6番 入江康仁議員

確かにね、僕はなぜ質問したかという、以前はそういうような事業費に対しての人件費も皆付いた明細も見たことがあるから。前に議員やっていた時に。だから、それは事業費の中から出るんだろうということだったけど、今回は、これは町の事業費、15億くらいですか。それに対する以外の3,500万円が町費の事業主体の市町村が出すわけですか。単独で。そんなら県の職員に対する人件費も町が出すことになるんだな。そう理解して。そこまでするんだったら、なんで町の職員を使わんの。事業費3,500万円、県の職員を事務費として町が出して雇うんだたら、紀北町の職員で十分対応できるでしょう。そして、県のいろんなパイプは副町長がおるんやしさね、どうです、これ。それを聞いたら、とてもやないけど、これ、どうです、町長。私は事業費から出るってずっと思っていたんだけど、違うというからさ。その事務費を町が出して、県の職員を雇うようなもんでしょう。事業主体だから。その中で今度は意見を言うには、お願いします、お願いします。こうしろと言うんだたらいいけど、お願い、お願いしますでは、ちょっとおかしいんじゃないですか、町長。そののところ、どうですか。それだたら、3,500万円、自分のところの職員使ったほうがよっぽどいいですよ。先ほど、町長、事業主体が多い多いと言うたけどやね、今の職員でまかなっていたけど、僕は最初から職員の削減には反対でしたよ。まだ今の職員を頭脳集団として、この地域から雇用せえと。そして、その100%の能力がある者やったら、120%の能力が出せるように、あんたがその人を使いこなせということ

で、私は今までやってきましたよ。今になってから、事業が多いから県に委託するんだというのは、町長、今まであなたも議員をやっていて、そのずっと過程をわかっていてね、立場変わったら、コロッと反対のことって、これもどうかなと思うんですけど、町長、そこはどうですか。無駄遣いみたいになってしまいますよ。そして、町の職員を能力がないということをあなた認めておるようなものになりますよ、今度は。僕やったら使いますよ。十分できますよ、これ。優秀な人がいっぱいおるんやで。副町長筆頭に優秀やないかな、これ。あんた。あんたできなったら、副町長を使って、それをやらさなあかんわ。そう思うんですけど、どうですか、町長。

川端龍雄議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようにできるものなら、やっていきたいとは思いますが、7,500万円の事業量という、事務費をです、今の職員でいったら1,000万円の仕事の給料を払っておる人も7人、8人いるわけですよ、極論すれば。いろいろなもんが入ってのことなんですけど。そういう意味では、大変事業量も大っきなものなんです。そういったことで、能力がないということではないんで、より専門性のある県であり、そして、より熟知したところ、そして、人的な配置もできる県にお願いするということでご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

1点訂正だけさせていただきます。3,500って、1つの事業に3,500万って言っただけで、7,500万に訂正してください。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

確かこの事業が採択された時にですね、何年か前に、堤防の高さについての論議が、なぜこの堤防の高さになったのかということをお聞きしたいということと、必ずあるんですよ、その理論がね、この堤防の高さをする理論というのを私は聞いたことがありますけど、理論って

うのがあるんですよ。その理論っていうのをご存知かどうかということ。

それからですね、今、政府が中央防災会議が行おうとしているのはですね、千年に一度の津波に対応する設備、そして、百年に一度といわれる小さな限定された津波に対する堤防の高さを含むその設備ですね、その2つを分けて、近々というのですか、数ヵ月後には、中央防災会議から発表されるはずなんです。それで本来は、3日前の新聞報道によりますとですね、東北地方はもう軒並み15mの高さの堤防を作ると明快に方針を各県が発表しておるんですよ。中央防災会議も含めてね。中央防災会議では、大きな津波と、小さな津波を分けて表示をします。そして、東北地方においては、軒並み15m以上の高さの堤防をするんだと。そんな流れの中で、本当いうたらね、3.11を受けて、せつかくもう何十億って出すわけですから、大きな津波に、近づいている、21世紀前半にも来ると言われているわけですから、本当は大きな津波に対応するような、3.11を受けてですね、本当に住民を守ろうとするならば、そういうふうにするのが本来であると思うのですが、少なくとも、数ヵ月後には出る中央防災会議の方針を受けてですね、三浦なり、あるいは矢口の堤防の高さをやっぱり調整をしていく必要があるのではないかと思うのですよね。私は調整が必要だと思うんですよ。その2点について、私はあんまり、今まで随分こう、いろんなことを津波対策を申し上げましたけれども、すべて弾き飛ばされたもので、質問するつもりはあまりなかったわけですが、あえてですね、ぬかに釘みたいなことばかり答弁もらっておるもので、半分やる気はなくなっておるわけですが、具体的には、私も随分、引本の堤防のことを随分研究をしましたし、引本の堤防の高さについてはですね、何立米の波に対して、何mの高さという。

川端龍雄議長

奥村議員、今の案件にだけ、引本のほうは入っていませんので。

9番 奥村武生議員

2点について、ちょっと県なりの方針と副町長はご存知だと思うのでね、副町長に聞いたほうがええかもわからんね。2点については、副町長にお尋ねしたい。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

奥村議員のご指摘で、堤防の高さについてなんですけれども、これについてはマグニチュード8.7の東海地震には対応できる堤防の高さとなってございます。あとと言われる中央防災会の動

きなんですけども、議員ご指摘のように、6月の26日に中央防災会議の専門部会のほうで今後の津波防災対策の基本的な考え方というのが出されておまして、その中では、最大クラスの津波というのと、表現としては、比較的頻度の高い一定水準の津波高ということで、この2つの津波に分けてですね、なかなかその最大クラスの津波については、堤防整備がですね、現実的に難しいというような中間報告の段階では出ておまして、一方の頻度の高い、頻度が高いといっても、百年とか二百年に1回の地震であろうかと思いますが、今回のような東海地震に対してはですね、十分海岸保全対策をやっていく必要があるということになっております。議員、言われる最終報告はまだ出ておりませんが、中間報告の形ではですね、十分沿った内容で我々整備していけるものというふうには受け止めているところでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

趣旨が違うんやけどね、1つには、マグニチュード8に対応できるようにと答弁があったけどもさね、マグニチュード8に対応できるような、8.7ですか、に対応できるような明快な理論ですか、私はないと思うんやけどね、あなたそのようにおっしゃったけども、私は、まだできていないはずですよ。このあれでは。そのへんを県は資料を持っているなら、やっぱり後日でええもんでですね、勉強にもなるわけですから、お示しいただきたいと。8.7に対応する、その矢口及び三浦の堤防の理論です。これは後日でいいです。

それから、副町長の答弁で、やや理解に苦しんだのは、頻度の高い津波に対してですね、私が言ったのは、中央防災会議で出たあと、結論が出たあと、微調整があってもいいんじゃないかということをお尋ねしたしたいんです。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

微調整といいますか、今の段階ではですね、この事業は地域の長年の悲願でありますので、是非とも進めていくと、まず姿勢を持って今回の議案を出させてもらっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。微調整といいますのは、今、国の補助事業の要綱とかに沿ってやっておりますので、それが何らかの見直しとかが、国のほうからあればですね、国補助事業に乗った上で何か見直しができるという要素はあるかもわかりませんが、今の

段階では、今の私の段階では、今の制度のもとで最大限、国や県の支援を得ながらですね、津波対策、高潮対策を進めていくことが重要であるというふうに受け止めております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

川端龍雄議長

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで平成23年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 13分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 23年 11月 29日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 松永征也